

離婚したら

18歳以下の こどもがいる方

離婚届	1階 11番	06-6957-9961
-----	--------	--------------

入籍届 (本籍を別にする子を親の戸籍に入れる場合)	1階 11番	06-6957-9961
---------------------------	--------	--------------

母子手帳 (小学校入学までのこどもがいる方)	2階 25番	06-6957-9882
------------------------	--------	--------------

児童手当 手続き	2階 26番	06-6957-9173
児童扶養手当 新規申請		
ひとり親家庭医療証 新規申請		
保育料 変更手続き		

<もちもの>

- 免許証等、本人確認書類
- 本籍地が大阪市以外の場合⇒戸籍謄本
- 印鑑（朱肉で押すもの）
- 健康保険証（家族全員分）
- 手当請求者の銀行預金通帳
（児童扶養手当に関しては、必要書類が条件によって異なりますので、事前に担当までお問合せください）
- マイナンバー（個人番号）家族全員分
- 母子手帳

平成30年4月
制度等の詳細につきましては、担当する課にお問い合わせください。

離婚したら

18歳以下の こどもがいる方

離婚届	1階 11番	06-6957-9961
-----	--------	--------------

入籍届（本籍を別にする子を親の戸籍に入れる場合）	1階 11番	06-6957-9961
--------------------------	--------	--------------

母子手帳（小学校入学までのこどもがいる方）	2階 25番	06-6957-9882
-----------------------	--------	--------------

児童手当 手続き	2階 26番	06-6957-9173
児童扶養手当 新規申請		
ひとり親家庭医療証 新規申請		
保育料 変更手続き		

<もちもの>

- 免許証等、本人確認書類
 - 本籍地が大阪市以外の場合⇒戸籍謄本
 - 印鑑（朱肉で押すもの）
 - 健康保険証（家族全員分）
 - 手当請求者の銀行預金通帳
- （児童扶養手当に関しては、必要書類が条件によって異なりますので、事前に担当までお問合せください）
- マイナンバー（個人番号）家族全員分
 - 母子手帳